

体内での苦情受付、募金や寄付について、など

## ボランティアのための指針

動物介在教育および動物介在療法は、教育あるいは医療の従事者、ハンドラー（教育あるいは医療の従事者がハンドラーの場合があります）、そして動物がチームを組んで対象者に行う活動ですが、実際には多くのボランティアの手助けを必要とします。当日の準備、誘導、実施中の補助、後片付け等だけでなく、活動する動物や活動者が活動を円滑に実施できるように場に則した動きが求められます。活動においてボランティアの果たす役割はとても重要です。

欧米では動物介在系の活動団体は大勢のボランティアを擁しています。そのためにボランティア教育が盛んです。今回の基礎講座では、カナダのブリティッシュ・コロンビアにある動物虐待防止協会（The British Columbia Society for the Prevention of Cruelty to Animals ; BC SPCA）が発行しているボランティア・ハンドブック（<http://spca.bc.ca/wp-content/uploads/bc-spca-volunteer-orientation.pdf>）を紹介します。これは2014年版です。BC SPCAは1895年の虐待防止法案可決の運動を機に開設された団体で、長年にわたって、ペットだけでなく農場動物や競走馬、野生動物なども対象に、動物たちの福祉を守るための活動を行っています。

ハンドブックは以下のような章立てになっています。

- 第1章 序章：BCSPCA という組織に関する情報（展望、使命、沿革、現況など）
- 第2章 基本原則：倫理規範、指導要領、活動指針など
- 第3章 ボランティアの基本指針：ボランティアの定義、役割、権利、責任ほか、スタッフとの関係
- 第4章 ボランティアの募集から登録まで：申請から登録までの過程、配属や異動など
- 第5章 ボランティアの仕事：ボランティア活動を行うための準備としての指導や訓練、シフト、見習い期間、辞任について
- 第6章 ボランティアの安全管理：健康と安全のための情報
- 第7章 BCSPCA の方針：服装規定、メディア対応、動物の安楽死の受入、プライバシー保護、団体の機器や車両の使用規定、団

第1章はBCSPCAについての解説で、本ガイドブックの目的に始まり、BCSPCAの目標やそのための使命、沿革など、ボランティア希望者にとってBCSPCAを理解するための情報となっています。第2章ではBCSPCAが活動する根拠とする理念や倫理等の規範が示されています。第1章とともに、BCSPCAの活動を支援するにあたり、BCSPCAの一員として求められる意識を涵養するための章といえます。BCSPCAのボランティアは、一定の試用期間を経て登録され、安全確保や機密保持等による健全な運営のために、厳格な活動規範が課されます。以下に第3章以降を概説します。

### 1. ボランティアの定義と働き方（第3～5章）

ボランティアとは、団体に登録された者で、補償以上の報酬やその期待を持たずに、団体のために、団体の指導の下仕事をする者、と定義されています。ボランティアに登録するには、次のような手続きが必要です。団体の倫理規定や方針などの遵守に関する同意書とボランティア申請書を提出します。その際、19歳未満の申請者には保護者署名の同意書を、16歳以下の申請者には保護者の同伴を義務付けています。ボランティアとなるには、見習い期間の半年間に少なくとも1週間に2時間の参加が必要とされ、その間に申請者の資格や適性が評価されます。コーディネーターやマネージャーとの面接も実施されます。申請者は犯罪経歴もチェックされます。そのほか、ボランティア受入に際して人種や祖先、出身地、宗教、疾患、性別などによる差別をしないこと、昇格や異動があること、雇用の際には登録料が必要なことも明示しています。登録料は払い戻しができないものですが、ボランティアのTシャツやネームタグ、訓練のための資料作成等に充てられると説明されています。また、BCSPCAは動物保護団体ですが、ボランティアは配属場所によっては動物と直接的なかわりを持たない部署もあると断っています。

ボランティアの仕事の初日は書類への署名後に、オリエンテーションが行われます。最初のうちはスタッフが付き、わからないことは質問できる体制にしています。作業終了時には、その日の作業の報告や記録の義務があります。ボランティアには職階があり、そのためにいくつかの訓練も用意されており、年間を通して州内の複数の地域で訓練の機会があります。シフトはあらかじめ決められていますが、参加できないときは速やかに通知して交代できるようにします。無断欠

勤や、12週間で3回の無断欠勤をした場合、通常のボランティア業務からは外されます。最初の半年が見習い期間で適正評価を受けますが、その後も定期的に評価されます。評価の目的は、自身のやり方を知ること、BCSPCA側が作業を把握すること、仕事のスキルを高めること、の3つであると説明しています。評価の結果に応じてボランティアは指導を受けます。指導には4段階があり、解雇の場合もあります。

## 2. ボランティアの健康と安全（第6章）

仕事での安全のために、BCSPCAの一員となったボランティア自身が守るべきルールとして、団体の健康安全方針を理解してそれに則ること、必要な時は援助を求めること、施設の「スタッフのみ」制限指定を守ること、衛生面では手指の消毒や服装についての注意を守ること、飲食場所の指定を守ること、など、計14項目がリストアップされています。

動物を扱う上で避けて通れない感染症に対しては、人獣共通感染症のための管理政策がウェブサイト公開されてボランティアがみられるようになっており、その他の感染症（破傷風やジフテリア）に対応した予防接種が必要であることにも言及しています。

万一の仕事による事故や緊急時等の対処などについても、直ちに医療にかかることと処置に関する報告書の提出を求めています。職場で暴力が発生した場合、それを容認してはならないこと、支援を求めることなどが示されています。ここで想定されている暴力とは身体的な行動だけでなく、電話などの潜在的な脅威も含まれます。暴力の発生する範囲はBCSPCAの施設だけでなく、社会行事を行う場や顧客の自宅、またボランティアの自宅も含まれます。そのような時の対応として、緊急支援を求めること、支援を求められないときには警察に連絡することなど、自身の安全が第一であることを明らかにしています。

ボランティアの安全確保のための必要項目として、個人だけでなくボランティア、スタッフ、動物たちなど団体全体への影響ということで、ボランティアが団体の所有物を使うこと、販売すること、そして薬物所持や飲酒に関しても触れています。方針に反する場合は解雇の対象となります。

## 3. ボランティアの守るべき規範（第7章）

ボランティアが守るべきことが、服装規定に始まり15項目にわたって示されています。BCSPCAはボランティアがプロフェッショナルに見える身なりを大切にしており、清潔にみえる髪型（長髪は結わえること）、爪は手入れされていること、口ひげは手入れされていること、化粧やアクセサリ（顔面につけるア

クセサリは個別タイプで1つだけ）が過美でないことなどが規定され、入れ墨は衣類で隠れていれば大丈夫なようです。服装は外見の問題もありますが、安全面からも重要で、腕や胸が出るタイプの衣服や、穴の開いた、あるいは切れたりほつれたりしている衣服、丈の短いズボンなどは着用できません。そして、アクセサリの場合、何かに引っかかる可能性のある、ぶら下がっているタイプや動きの大きいものは着用できません。スカーフも着用できません。靴はつま先が閉じて踵や足首が保護された、滑らない底のものとなっています。また、動物と接触した仕事を終えたら、帰宅後直ちに服を洗濯することも決められています。そして、動物を扱う団体であるためか、香水などの香りのあるものの利用は認められていません。

ボランティアはメディアや一般からの質問に回答することが禁じられています。質問に対する対応は広報担当者に決められています。BCSPCAは個人の政治活動に関しては中立の立場をとっており、個人としての政治活動は認められていますが、それに関連した、BCSPCAのロゴの使用は許されていません。

現代的な注意事項として、SNS利用に関する項が挙げられます。SNS上では個人の意見でもBCSPCAのイメージに影響を与えるものであり、自分だけでなく他人や団体のプライバシーを守る責任があることを述べています。BCSPCAの活動で知りえる情報の漏洩を防ぐために、画像、資料、内部の話題など、オンラインで公開することに危険が伴うことを述べていますが、一方でソーシャルメディア利用については積極的に推進していく態度であり、SNSの利用を禁止してはいません。

社会活動を行う団体ですので、個人情報の取り扱いについても言及しています。機密保持については、起こりうる不正の例をいくつも具体的に挙げ、無意識に不正な行動とならないように丁寧な説明をしています。機密保持のためには、カメラやビデオ機器の使用は、BCSPCAのものでも個人のものでも許可制となっています。また、PCや携帯電話の使用もBCSPCAのものを使用することになっています。BCSPCAの活動の普及や動物保護の普及と、機密保持とのバランスの難しさを感じさせます。

仕事で発生するボランティアのBCSPCAへの苦情やハラスメントについては厳正に対応することが示されています。特に、苦情については、申し立て手続きを明示しています。

最終頁には、このボランティア指針を理解し同意することを表明する書類が添付されており、署名して提出することになっています。

土田あさみ（東京農業大学）